

## 未承認の遺伝子組換え農作物に関する 国の対応について

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」においては、未承認の遺伝子を組み込んだ植物体が栽培されている場合、国は処分等の措置を講じることとなっている。

平成23年4月、国内で初めて植物体（パパイヤ1品種）から未承認の遺伝子組換え作物が確認され、同法第10条に基づき、栽培ほ場における未承認遺伝子組換え体の伐採処分等の対策が講じられた。

遺伝子組換え技術の開発は国外でも積極的に進められており、国による遺伝子組換え作物等の情報収集や検査体制の強化が図られなければ、将来的に未承認の遺伝子組換え作物等が国内侵入する可能性があり、侵入した作物等は生鮮及び加工食品等に利用され、広い範囲で流通することも考えられる。

多彩な農作物等を有する九州・山口地域において、未承認の遺伝子組換え作物等が発見されれば、風評被害など産業振興に大きな打撃を与えることとなる。

国においては、食物の安全・安心の確保に向け、未承認の遺伝子組換え作物等の国内侵入に対する情報収集と検査体制の強化など、責任をもって必要な対策を講じること。

平成24年6月

九州地方知事会  
会長 大分県知事 広瀬 勝貞